

2025年12月15日

現在開発中のサステナビリティ開示基準に関する今後の計画

2025年12月15日現在、サステナビリティ基準委員会が開発中（開発予定を含む。）のサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ基準」という。）に関する検討状況及び今後の計画は、次のとおりである。

なお、サステナビリティ基準委員会におけるSSBJ基準の開発に関する基本的な方針については、2025年6月2日付で公表した中期運営方針を参照いただきたい¹。

I. 現在開発中のSSBJ基準

1. サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」等の改正

サステナビリティ基準委員会は、サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」（以下「適用基準」という。）のBC19項(1)に記載のとおり、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）によりIFRSサステナビリティ開示基準（以下「ISSB基準」という。）が新規に公表される又は既存のISSB基準が改訂される場合、サステナビリティ基準委員会において、SSBJ基準における取扱いについて可及的速やかに検討を開始することとしている。

（主な内容）

2025年4月に、ISSBより、IFRS S2号「気候関連開示」（以下「IFRS S2号」という。）の修正を提案する公開草案「温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS S2号の修正案」が公表された。その後2025年12月に、ISSBより、「温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS S2号の修正」（以下「IFRS S2号の修正」という。）及び「SASBスタンダード」の結果的修正が公表された。

IFRS S2号の修正では、次に関連するIFRS S2号の要求事項の修正が含まれている。

- (1) 「スコープ3」「カテゴリ15」の温室効果ガス排出の測定及び開示
- (2) ファイナンスド・エミッションに関連する追加的な情報の開示

¹ https://www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/middle_plan_20250602.pdf

(3) 「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004 年）」の使用に対する法域別の救済措置

(4) 地球温暖化係数の数値についての法域別の救済措置の適用可能性

サステナビリティ基準委員会は、IFRS S2 号の修正に対応するサステナビリティ開示テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」（以下「気候基準」という。）の取扱いについて、検討を行っている。また、「SASB スタンダード」の結果的修正を受け、適用基準において参照される「SASB スタンダード」を最新のものに更新することについて検討を行っている。

さらに、SSBJ 基準の初めての改正にあたって、適用基準、サステナビリティ開示テーマ別基準第 1 号「一般開示基準」（以下「一般基準」という。）及び気候基準のそれぞれに必要と考えられる改正について検討を行っている。

（検討状況及び今後の計画）

2025 年 8 月より検討を開始し、2027 年 3 月期の期首から SSBJ 基準の適用を開始する企業のニーズを考慮し、IFRS S2 号の修正に対応して SSBJ 基準を改正する場合には、2026 年 3 月末までに改正が確定するように検討を進めることとしている。

2025 年 12 月に、次の公開草案を「温室効果ガス排出の開示に対する改正案」として公表した（コメント期限は 2026 年 1 月 28 日である。）。

- (1) サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案第 3 号（サステナビリティ開示ユニバーサル基準の改正案）「サステナビリティ開示基準の適用（案）」
- (2) サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 4 号（サステナビリティ開示テーマ別基準第 1 号の改正案）「一般開示基準（案）」
- (3) サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 5 号（サステナビリティ開示テーマ別基準第 2 号の改正案）「気候関連開示基準（案）」

2. 温対法における SHK 制度に基づき報告した温室効果ガス排出を用いる場合の開示

（主な内容）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）における「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」（SHK 制度）に基づき報告した温室効果ガス排出を用いて SSBJ 基準に従った開示を行う場合に、その取扱いについて実務上の解釈が分かれていることが指摘されていることから、明確化を図るために、サステナビリティ開示実務対応基準を開発することを検討

している。

(検討状況及び今後の計画)

2025年12月より検討を開始している。

II. 今後開発が予定される SSBJ 基準

上述した ISSB 基準との整合性の維持に関する基本的な方針に基づき、ISSB によって、新規の ISSB 基準の公表又は既存の ISSB 基準の改訂に向けたデュー・プロセス文書が公表されている次のプロジェクトについて、今後、サステナビリティ基準委員会にて対応する SSBJ 基準における取扱いについて検討を開始することが考えられる。

1. 「SASB スタンダード」の修正及び「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」の修正に係るプロジェクト

(主な内容)

2025年7月に、ISSB より、ISSB 基準を適用する企業に対して適時の支援を行うための「SASB スタンダード」の向上を目的として、公開草案『「SASB スタンダード」の修正案』（以下『「SASB スタンダード」の修正案」という。）及び「SASB スタンダード」の修正案の結果的修正の提案である公開草案『「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」の修正案』（いずれもコメント期限は2025年11月30日である。）が公表された。ISSB により確定基準が公表される時期は未定である。

SSBJ 基準では、現行の適用基準において、「SASB スタンダード」（2023年12月最終改訂）を参照し、考慮することが要求されるガイダンスの情報源として定めている。このため、サステナビリティ基準委員会では、ISSB によって「SASB スタンダード」が修正される場合、参照先の「SASB スタンダード」を最新のものに更新することについて、検討を行うことが考えられる。

(検討状況及び今後の計画)

ISSB により確定基準が公表され次第、検討を開始することが考えられる。

以 上